|  |
| --- |
| **ＥＯ０１．輸出動物検査申請事項登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＥＯＡ | 輸出動物検査申請事項登録 |

１．業務概要

システムにより行う「輸出動物検査申請」業務に先立ち、輸出動物検査申請の情報を登録する業務である。

登録した輸出動物検査申請事項は任意に訂正することができる。

２．入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目関連チェック

（ａ）動物種コード、申請先動物検疫所コード

動物種コードに「馬・偶蹄類」のコードが入力されている場合は、申請先動物検疫所コードに、動物検疫所本所のコードが入力されていること。

（ｂ）頭（羽・群）数（雄）、頭（羽・群）数（雌）、頭（羽・群）数（去勢）頭（羽・群）数（無鑑別不明）

いずれか一つ以上に入力があること。

（ｃ）年齢（最小）、年齢（最大）

①いずれか一方に入力がある場合は、他方にも入力があること。

②年齢（最小）　≦　年齢（最大）であること。

（ｄ）年齢（最小）、年齢（最大）、年齢単位

①年齢に入力がある場合は、年齢単位に入力があること。

②年齢に入力がない場合は、年齢単位に入力がないこと。

（ｅ）動物種コード、搭載予定年、搭載予定月、搭載予定時期

動物種コードに「馬・偶蹄類」以外のコードが入力されている場合は、搭載予定年、搭載予定月、搭載予定時期に入力がないこと。

（ｆ）搭載予定年月日、搭載予定年、搭載予定月、搭載予定時期

①搭載予定年月日に入力がある場合は、搭載予定年、搭載予定月、搭載予定時期に入力がないこと。

②搭載予定年、搭載予定月、搭載予定時期に入力がある場合は、搭載予定年月日に入力がないこと。

（ｇ）動物種コード、検査希望年、検査希望月、検査希望時期

動物種コードに「馬・偶蹄類」以外のコードが入力されている場合は、検査希望年、検査希望月、検査希望時期に入力がないこと。

（ｈ）検査希望年月日（自）、検査希望年月日（至）、検査希望年、検査希望月、検査希望時期

①検査希望年月日（自）、検査希望年月日（至）に入力がある場合は、検査希望年、検査希望月、検査希望時期に入力がないこと。

②検査希望年、検査希望月、検査希望時期に入力がある場合は、検査希望年月日（自）、検査希望年月日（至）に入力がないこと。

（ｉ）搭載予定年月日、検査希望年月日

検査希望年月日≦搭載予定年月日であること。

※年月旬に入力がある場合は、上旬（＝E）は5日、中旬（＝M）は15日、下旬（＝L）は25日に変換する。

（３）システム状態チェック

本業務を行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

（４）ＤＢ関連チェック

（Ａ）利用者

①「ユーザ情報ＤＢ」に登録されている利用者であること。

②全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）であること。

③訂正の場合は、本業務で登録を行った利用者と同じであること。

（Ｂ）申請番号（申請事項の訂正の場合）

①「輸出動物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②申請されていないこと。

③無効でないこと。

④取り止めされていないこと。

（Ｃ）申請先動物検疫所コード

「動物検疫所ＤＢ」に登録されていること。

（Ｄ）動物種コード

「動物種類ＤＢ」に登録されていること。

（Ｅ）品種コード

「動物品種ＤＢ」に登録されていること。

（Ｆ）用途コード

「動物用途ＤＢ」に登録されていること。

（Ｇ）動物種コード、用途コード

「動物種類／用途関連ＤＢ」に登録されていること。

（Ｈ）年齢単位コード

「年齢単位ＤＢ」に登録されていること。

（Ｉ）仕向国（地域）コード

「仕出国（地域）ＤＢ」に登録されていること。

（Ｊ）輸送形態コード

「輸送形態ＤＢ」に登録されていること。

（Ｋ）搭載地コード

「搭載地ＤＢ」に登録されていること。

（Ｌ）搭載港コード

入力された搭載港の先頭に「ＪＰ」を付加したコードが「搭載地ＤＢ」に登録されていること。

（Ｍ）検査希望場所コード

「動物係留検査場所ＤＢ」に登録されていること。

（Ｎ）荷送人コード

「荷受荷送人ＤＢ」または「法人番号管理ＤＢ」に登録されていること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）申請番号の払出し処理

輸出動物検査申請事項の登録の場合は、申請番号をシステムで自動付与する。付与される申請番号は、２桁の英字（申請先動物検疫所コード）＋１桁の英字（輸出）＋７桁の数字（７桁の数字のうち下１桁が枝番）である。（入力された申請先動物検疫所コードを申請番号の上２桁に払い出す）

（３）輸出動物検査申請ＤＢ処理

（Ａ）輸出動物検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を新規登録する。

（Ｂ）輸出動物検査申請事項の訂正の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸出動物検査申請ＤＢ」に更新する。

（Ｃ）変更承認後の輸出動物検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸出動物検査申請ＤＢ」に更新する。

（４）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸出動物検査申請事項登録応答情報 | なし | 入力者 |

７．特記事項

①各名称は、「無符号（バスケットコード）」のコード以外でＤＢに存在するコードが入力された場合は、名称に何らかの入力があっても、ＤＢ上に登録されているコードに対応する名称を上書き出力する。ただし、荷送人氏名、荷送人住所については、入力された名称に上書き出力は行わない。

②「申請先動物検疫所」は、一度でも申請番号が払い出された申請を処理する場合、入力不可とする。